

和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱

令和4年3月30日

要綱第13号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び三世帯同居又は三世帯近居による世代間支援の促進を図るため、和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、京都府子育ておうえん住宅支援事業費補助金交付要領及び和束町補助金等の交付に関する規則(平成26年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、出生前の子も含める。以下、同じ)が属する世帯。
- (2) 三世帯 親子及び子どもの祖父母(祖父又は祖母どちらか一方の場合も含む。)をいう。
- (3) 三世帯同居 補助金を申請する年度において、親子又は祖父母が住所変更(住民票に記載されている住所の変更をいう。以下同じ。)を行い、親子と祖父母が同一の住宅に居住することをいう。
- (4) 三世帯近居 補助金を申請する年度において、親子又は祖父母が住所変更を行い、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 当該住所変更前において距離が2キロメートルを超える町内住宅にそれぞれ居住する親子及び祖父母等が町内の距離が2キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住すること。
 - イ 当該住所変更前において一方又は双方が町外に居住する親子及び祖父母等が町内の住宅にそれぞれ居住すること(アに該当する場合を除く。)
- (5) 所得 地方税法第32条第2項における前年(交付申請日が1月から6月までの間にあるときは、前々年)の所得金額。
- (6) 住宅リフォーム 子育て世帯が子育ての負担軽減を目的に行う、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 既に和束町に住所を有している者又は今後和束町に住所を有することとなる者
- (2) 子どもの属する子育て世帯又は三世帯同居若しくは三世帯近居の世帯の構成員であって、町内に建築された住宅の所有者又はこれに準ずる者
- (3) 町税等の滞納のない世帯に属している者。ただし、三世帯同居又は三世帯近居の場合は、当該三世帯に係る世帯に町税等の滞納がないこと。
- (4) 住宅リフォーム工事の契約をした世帯に係る子どもの親権者の所得の合算額が550万円未満の者

(5) 子どもの属する子育て世帯若しくは三世帯同居又は三世帯近居の世帯全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申請を行っていないこと。

(6) 三世帯全員が、暴力団員等(和束町暴力団等排除条例(平成 23 年条例第 12 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合は、補助対象としない。

(1) 三世帯同居をする予定である者及び三世帯近居(前条第 4 号アに係るものに限る。)をする予定である者 補助金の交付を申請する日前 2 年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合又は距離が 2 キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合

(2) 三世帯近居(前条第 4 号イに係るものに限る。)をする予定である者 補助金の交付を申請する日前 2 年以内において、当該親子及び祖父母等が同一の住宅に居住していた場合、距離が 2 キロメートル以内の住宅にそれぞれ居住していた場合又は町内の住宅にそれぞれ居住していた場合

(補助対象住宅)

第 4 条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 補助対象者が自ら居住する住宅であること。

(2) 本町の区域内に存すること又は存することとなること。

(3) 子育て世帯が居住又は三世帯同居又は三世帯近居を目的とすること。

(4) 補助金の交付決定後に請負契約又は仲介手数料を伴う契約が行われること。

(5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の法令に適合した住宅であること。

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、次の各号のすべてに該当する工事に要する経費とする。

(1) 対象者が自ら居住するための住宅の改修工事で、子育ての負担の軽減を目的に行う次に掲げる工事とする。

ア リビングの増改築

イ 台所の増改築

ウ 浴室スペース(脱衣所含む)の増改築

エ こども部屋の増改築

(2) 全号に掲げる経費が 20 万円以上であること。

(3) 交付決定の日の属する年度の 3 月 15 日までに完了する工事であること。

(4) 他の制度の補助金の対象となる工事でないこと。

(補助金の交付額)

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、1 世帯当たりの限度額は別表に定める額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 7 条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 6 条の規定に基づき和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)、誓約書(様式第 2 号)及び別表 2 に掲

げる関係書類を添えて、補助対象事業に着手する前に町長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、規則第8条の規定に基づき和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第14条に規定する実績報告書は、和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとし、別表2に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに町長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第15条の規定による通知は、和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金確定通知を受けた者(以下「受給者」という。)は、30日以内に和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金請求書(様式第6号)を町長に提出し、補助金の請求をするものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとするものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 関係法令に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第7条に規定する誓約書の誓約事項を遵守しなかったとき。

(4) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、和束町子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付取消通知書兼返還通知書(様式第7号)により補助対象者に通知し、既に補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)

交付区分	交付限度額
1人のこどもが属する世帯	10万円
2人のこどもが属する世帯	20万円
3人以上のこどもが属する世帯	30万円

※三世代同居又は三世代近居の場合は一律に5万円加算

別表2(第7条関係)

1 必要書類

項目	必要書類
	ア 世帯全員の住民票の写し(三世代同居又は三世代近居をする予定である者に該当することにより補助対象となる場合にあっては、当該親子及び祖父母等に係る世帯全員の住民票の写し) イ 出産予定の子どもがいる場合は、母子手帳等診察経過の分かる書類の写し ウ 戸籍の全部事項証明書その他の三世代世帯構成員の親族関係を証する書類 エ 世帯全員の直近の町税の納税証明書 オ 子どもの親権者の課税証明書 カ 補助対象住宅の位置図 キ 府税の納税証明書 ク 住宅リフォーム(工事費用)に要する費用に係る見積書の写し ケ 平面図、立体図、その他工事の内容が確認できる書類コ その他町長が必要と認める書類

別表3(第9条関係)

必要書類

補助区分	必要書類
住宅のリフォーム	ア 対象工事の契約書の写し イ 建物登記簿の全部事項証明書(建物登記のない場合は、固定資産税の納税証明書) ウ 対象工事の領収書の写し エ 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真 オ その他町長が必要と認める書類